学術奨励賞規程

1997年 5月23日制定 2004年 3月 4日改訂 2008年 4月 1日改訂 2010年 6月15日改訂 2012年 3月 2日改訂 2019年 3月 1日改訂

(設置)

第1条 本会に日本バーチャルリアリティ学会学術奨励賞(以下,学術奨励賞という)を設ける.

(目的)

第2条 学術奨励賞は、バーチャルリアリティの学術文化の発展において、将来に亙って貢献が期待できる業績を挙げたものを表彰し、もって、本分野の発展を図ることを目的とする.

(授与対象者)

- 第3条 本会が主宰する年次大会において優れた内容の研究発表(口頭発表,技術展示,及び芸術展示の 3部門)を行った開催年の4月1日時点で年齢35歳以下の,あらかじめ登録した発表者を学術奨励 賞の授与対象者とする.
 - 2 授与対象者は、表彰時に会員でなければならない.
 - 3 学術奨励賞を既に受賞している者は、重ねて受賞することはできない.
 - 4 学術奨励賞は,毎年口頭発表部門5件以内,技術展示部門と芸術展示部門から4件以内で授与する.

(候補の募集と審査)

- 第4条 学術奨励賞の候補となることを希望する者を、大会参加登録の際に募集する.
 - 2 受賞候補を選定するために、別に定める学術奨励賞選考委員会を設ける。学術奨励賞選考委員会は、学術奨励賞選考規程に従って候補者の審査を行う。

(受賞の決定)

- 第5条 学術奨励賞の受賞者の決定は、選考委員会から会長への報告に基づいて理事会が行う.
 - 2 委員会での選考の議事詳細は公表しない.

(表彰)

第6条 学術奨励賞の表彰は、大会後の当該年次の総会に伴って行い、賞状ならびに賞金、表彰メダルを贈呈する。また、その結果をニューズレター、学会誌において発表する。

(附則)

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う.
- 2 本規程は1997年5月23日より実施する.
- 3 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る.

(附則)

1 本規程は2004年3月4日より実施する.

(附則)

1 本規程は2008年4月1日より実施する.

(附則)

1 本規程は2010年6月15日より実施する.

(附則)

1 本規程は2012年3月2日より実施する.

(附則)

1 本規程は2019年3月1日より実施する.